

○八王子市おむつに係る費用の医療費控除に関する主治医意見書の記載事項の確認に関する事務取扱要綱（令和元年（2019年）9月1日施行）

令和元年（2019年）9月1日施行

令和3年（2021年）1月15日改正

（趣旨）

第1条 この要綱は、「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」（平成14年7月1日付厚生労働省医政局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び老健局総務課長連名通知）に基づき、医療費控除のため市長が行う主治医意見書のおむつ使用に係る記載事項の確認について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）医療費控除 所得税法（昭和40年法律第33号）第73条（医療費控除）、地方税法（昭和25年法律第226号）第34条（所得控除）第1項第2号及び同法第314条の2（所得控除）第1項第2号の規定による控除をいう。

（2）要介護認定 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条（市町村の認定）第1項に規定する要介護認定をいう。

（3）主治医意見書 法第27条（要介護認定）第3項に規定する主治の医師の意見を記載した書類をいう。

（対象者）

第3条 対象者は、当該年の前年までにおむつに係る費用の医療費控除を受けたことがある者のうち、八王子市の被保険者であっておむつに係る費用の医療費を支払った当該年に要介護認定を受けている者とする。

（申出）

第4条 申出は、以下の各号のとおりとする。

（1）医療費控除の申告するために確認を受けようとする者（以下、「申出者」）は、おむつに係る費用の医療費控除を受けようとする年の1月15日以降（ただし、対象者が年の中途中で死亡又は出国した場合を除く）におむつ代の医療費控除に係る必要な事項確認の申出書（以下、「申出書」）を市長に提出するものとする。

（2）申出を行う当該年の6月30日までは、おむつに係る費用を支払った直近の当該年分を含めて6年分（7月1日以降は5年分）できることとする。

（3）申出者は本人、本人と生計を一にする配偶者その他の親族とする。

（4）窓口提出者は市長に対し、自己が当該申出書の提出を行う本人であることを証明するため、運転免許証、個人番号カード、健康保険被保険者証その他本人であることを証明し得る書類を提示するものとする。

(認定の基準日)

第5条 対象者の要介護認定は、おむつに係る費用の医療費を支払った当該年の12月31日を基準日とする。ただし、対象者が年の中途で死亡又は出国した場合は、その日とする。

(交付要件)

第6条 主治医意見書はおむつを使用した前条における基準日時点での要介護度を判定した介護認定審査会で使用されたものとし、次のいずれにも該当すること。

- (1) 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が「B1・B2・C1・C2」であること。
- (2) 尿失禁の発生可能性があること。

(交付決定)

第7条 市長は、第4条の規定による申出があった場合は、その内容を審査し、適格と認められる場合には、おむつ代の医療費控除に係る必要な事項の確認書（以下、「確認書」）を交付する。

(確認書の交付手数料)

第8条 確認書の交付に係る手数料は、八王子市手数料条例第5条第1項第4号の規定に基づき免除する。

(確認書の用途)

第9条 確認書は、医療費控除の際に使用するものであり、その他の目的には使用できないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年（2019年）9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年（2021年）1月15日から施行する。